

大阪府指定養育医療機関取扱要綱

(趣 旨)

第1条 指定養育医療機関の取扱については、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、本要綱の定めるところによるものとする。

(指定の基準)

第2条 法第20条第5項に規定する病院又は診療所に対して行う指定は、次の各号に掲げる基準に適合する医療機関について行うものとする。

- (1) 産科又は小児科を標ぼうしていること。
- (2) 独立した未熟児（疾病新生児を含む。以下同じ。）用の病室を有すること。
- (3) 保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること。
- (4) 血清ビルビリリン、血液ガス、その他未熟児養育医療に必要な諸検査が出来る設備を有すること。
- (5) 未熟児養育に習熟した医師並びに助産師又は看護師を常時適当数有すること。
- (6) 未熟児は特に移送中の看護に留意する必要があるので、できる限り救急自動車又は乗用車並びに移送用保育器及び酸素吸入装置の設備を有し、収容未熟児の移送を担当することができるものであること。

(指定の申請)

第3条 規則第10条の規定による申請をしようとする者は、病院又は診療所の開設者にあつては養育医療機関指定申請書（病院・診療所用）（様式第1号）、薬局にあつては養育医療機関指定申請書（薬局用）（様式第2）により、知事に提出するものとする。

(届 出)

第4条 規則第12条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による届出をする指定養育医療機関の開設者は、養育医療機関指定申請内容変更届（様式第3号）、指定養育医療機関休止（再開）届（様式第4号）及び指定養育医療機関の医療（薬機）法による被処分届（様式第5号）により、知事に届け出るものとする。

(指定の辞退)

第5条 規則第13条の規定による届出は、指定養育医療機関指定辞退届（様式第6号）により、知事に行うものとする。

(報 告)

第6条 知事は、必要に応じ指定養育医療機関の開設者に対し、指定養育医療機関状況報告書（様式第7号）により状況報告を求めることができるものとする。

附 則

1 本要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

(要綱の廃止)

2 大阪府未熟児養育医療事務取扱要綱（昭和48年10月1日）は、昭和55年3月31日限り廃止する。

(経過措置)

3 本要綱の実施の際現に指定されている医療機関については、第2条に掲げる指定基準に適合し、第3条の規定による申請の手続きがなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和62年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年1月31日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。